

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 広島県の対処方針

令和5年2月21日改正

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針

令和2年5月15日制定（令和5年2月21日一部改正）
新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

令和2年5月15日制定の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を次のとおり見直し、これに基づき、引き続き、感染の予防及び感染の拡大防止を図る。

1 基本的事項

(1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況

- 本県では、令和2年3月7日に最初の感染者が確認されて以降、感染拡大と縮小が繰り返し、令和5年2月20日までに、合計792,420人の感染者、1,319人の死亡者が確認されている。
- 感染拡大の波は、回を重ねるごとに大きくなっています。令和4年夏の第7波では、オミクロン株BA.5系統の流行により、8月19日には新規感染者数が8千人を超えるなど爆発的な感染増加となった。
- 第7波がピークアウトした令和4年8月下旬以降、新規感染者数や入院者数の減少が続いたが、10月下旬頃から再び増加傾向に転じ、新規感染者数が令和5年1月5日から3日連続で8千人を超えるなど、過去最大であった第7波のピークに近い水準にまで感染拡大するとともに、病床使用率の上昇や救急搬送事案の増加など、医療の負荷が高まっています。また、新規感染者のうち70代以上の高齢者の占める割合が増加し、これに伴い死亡者が増加しました。
- この第8波は、感染拡大が過去最長の3か月近くにわたり継続したが、令和5年1月中旬頃にようやくピークアウトし、現在まで新規感染者数や入院者数の減少が継続している。
- 新型コロナとの同時流行が懸念された季節性インフルエンザの流行状況については、令和5年第1週（1月2日～8日）に患者数が流行開始の目安（定点当たり1.0人）を超え、第3週（1月16日～22日）には、広島市保健所管内において、定点当たりの患者数が13.95人と、3シーズンぶりに注意報基準値（定点当たり10人）を上回った。直近の第6週（2月6日～12日）では、広島市及び福山市の保健所圏域において、患者数が注意報基準値を超過している。

(2) 本県の取組の状況

- これまでの感染拡大に対し、第1波から第6波まで、より早い段階で強い対策を実施する「早期集中対策」、「まん延防止等重点措置」、「緊急事態措置」の実施など機動的な対策を講じることにより、感染の拡大を抑えて医療提供体制のひっ迫を防ぎ、感染状況の改善を図ってきた。

感染拡大の波 (ピーク時期 ※)	主な対策
第1波 (令和2年4月)	令和2年4月18日から5月15日まで全県を対象に緊急事態措置を行った。 (主な要請) 施設の休業、食事提供施設の営業時間短縮、外出自粛等
第2波 (令和2年7月)	緊急事態措置等による強い対策は行わなかったが、令和2年7月21日に「感染拡大に対する警戒強化宣言（広島積極ガード宣言）」を出し、県民、事業者、行政が連携して、第2波を抑える方針を示した。
第3波 (令和2年12月)	令和2年12月12日から翌年2月21日まで広島市を対象に、令和2年12月25日から翌年2月21日まで廿日市市、府中町、海田町及び坂町を対象に、令和3年1月18日から2月21日まで広島市、廿日市市、府中町、海田町及び坂町を除く市町を対象に集中対策を実施した。 (主な要請) 接触機会の低減、飲食店・施設等の営業時間短縮、イベント等の開催制限等
第4波 (令和3年5月)	令和3年5月8日から7月11日まで全県を対象に集中対策を実施し、うち5月16日から6月20日まで全県を対象に緊急事態措置を行った。 (主な要請) 外出の削減、他地域への移動の自粛、飲食店・大規模施設等の営業時間の短縮、イベント等の開催制限等
第5波 (令和3年8月)	令和3年7月31日から10月14日まで全県を対象に集中対策を実施し、うち8月20日から8月26日まで広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、廿日市市、府中町、海田町及び坂町を対象にまん延防止等重点措置を、8月27日から9月30日まで全県を対象に緊急事態措置を行った。 (主な要請) 外出の削減、他地域への移動の自粛、飲食店・大規模施設等の営業時間の短縮、イベント等の開催制限等
第6波 (令和4年1月)	令和4年1月7日から3月6日まで全県を対象に集中対策を実施し、うち1月9日から3月6日まで広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町及び坂町を対象に、1月13日から3月6日まで府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、熊野町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町を対象にまん延防止等重点措置を行った。 (主な要請) 外出の削減、他地域への移動の自粛、飲食店・大規模施設等の営業時間の短縮、イベント等の開催制限等

※) ピークの時期は、およその目安である。

- 一方、第7波に対しては、新たな行動制限を行わず、社会経済活動をできる限り維持するという国の方針を踏まえ、本県においても行動制限などの強い対策は行わず、8月12日に「医療非常事態警報」を発令するとともに、8月24日からは最大確保病床である緊急フェーズⅡまで病床を拡大し、医療で受け止める対策により乗り切った。
- 第8波に対しても、行動制限などの強い対策は行わず、医療で受け止める方針のもと、12月16日に「医療非常事態警報」を発令し、12月23日には入院病床を最大の確保数となる緊急フェーズⅡに引き上げて、必要な入院医療体制の確保を図った。

- また、県民に抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬の事前準備を呼びかけるとともに、有症状者等への抗原定性検査キットの無料配布（申込可能期間 12月26日～2月1日）や、年末年始等（12月30日～1月3日、1月8日・9日）における発熱外来や薬局の体制拡充などの対策を実施し、外来医療のひつ迫防止に取り組んだ。

2 今後の対処に関する方針

(基本方針等)

- 新型コロナへの対応について、国は、令和4年秋以降の感染拡大が、同年夏のオミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株によるものであれば、新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、高齢者等を守ることに重点を置いて感染拡大防止措置を講じるとともに、季節性インフルエンザとの同時流行も想定した外来等の保健医療体制を準備することを基本的な考え方としている。
- 本県においては、こうした国の考え方を踏まえ、感染の拡大ができるだけ抑え、医療を受け止めながら、社会経済活動を維持することを基本方針とする。
- また、国は、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナについて、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付ける対応方針を示すとともに、感染対策におけるマスクについて、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とするよう「マスクの着用」の考え方を見直し、3月13日から適用することとした（学校における「マスクの着用」の考え方の見直しは4月1日から適用）。
- これらの5類感染症への位置づけの変更や「マスクの着用」の考え方の見直しの動き等を踏まえ、高齢者など重症化リスクの高い方を守ることも念頭に、必要な感染対策を講じながら、ウィズコロナの取組を更に進めていく。

(県の取組)

- 県は、上記の基本方針等を踏まえ、次のとおり取り組む。
 - ア 感染状況や変異株等に関する状況、医療提供体制等の情報を県民に正確、迅速に提供するとともに感染の拡大ができるだけ抑えるため、県民や事業者等に必要な協力要請や呼びかけを行う。
 - イ ホームページに、診療・検査医療機関を公表する仕組みを整えるとともに、県民へ積極ガードダイヤル等の相談窓口の分かりやすい周知を図る。
 - ウ 病床の確保及び入院病床フェーズの適切な運用により必要な入院医療提供体制を維持するとともに、新型コロナ患者を診療する医療機関の裾野の拡大を図る。
 - エ 高齢者施設等への往診体制を維持するとともに、高齢者施設等従事者に対する頻回検査の実施を推進する。また、高齢者施設等でクラスターが発生した場合には、「医療福祉クラスター対応班」による施設への早期介入と感染管理指導を行う。

- オ 全ての患者情報を把握し、携帯電話等のSMS（ショート・メッセージ・サービス）を活用した情報提供や自宅療養セットの配送等により自宅療養者を支援する。
- カ 季節性インフルエンザとの同時流行等に備え、県民に抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬等の備蓄を呼びかけるとともに、発熱外来がひっ迫するおそれがある場合は、ひっ迫を回避するための更なる対策を講ずる。
- キ 重症化を予防し、医療のひっ迫を防ぐ有効な手段であるワクチン接種について、更なる接種率の向上に向けて、接種促進を図る。
- ク 感染の拡大が認められる場合には、国と密接に連携しながら、別紙1「オミクロン株対応の新レベル分類と対策」により、速やかに効果的な感染対策等を講じる。
- ケ 5類感染症への移行により、重症者や死亡者の増加につながることのないよう、必要な医療提供体制の確保を前提に、令和5年3月上旬に示される予定の患者等への対応や医療提供体制に係る国の具体的な方針も踏まえ、移行に向けた準備を着実に進める。

3 県民、事業者、行政が連携して取り組む重要事項

外出の自粛や休業の要請などの行動制限は、感染拡大防止の効果は非常に大きいが、一方で、社会的・経済的に大きな副作用を伴う。このため、行動制限を行う事態になる前に、県民、事業者、行政が、まさに一丸となって、感染拡大を抑えることが重要である。

(1) 「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」等の推進

- 県民が安心して店舗を利用できるように、店舗において自主的に実施している感染症対策を分かりやすく伝える「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の増加を図るとともに、飲食店にあっては県が認証する「広島積極ガード店ゴールド」の普及を促進する。
- 行政は、関係団体と連携し、事業者に対して、感染防止のための業種別ガイドラインなどの周知、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」及び「広島積極ガード店」の普及、飲食店における効果的な換気等の感染対策を進めるとともに、飲食店を訪問し、感染症対策の取組状況を確認する。
- 「広島積極ガード店」は県内飲食店の8割以上が登録しているため、これを基盤に、今後は、第三者認証制度の普及と認証取得店(広島積極ガード店ゴールド)の拡大を進める。
- 事業者は、業種別ガイドラインの遵守など、各店舗の実情に合った適切な感染防止対策を講じるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として宣言するほか、適宜、ガイドラインの見直しを行う。
- 「広島積極ガード店」に登録している飲食店は、より感染防止対策が徹底できる「広島積極ガード店ゴールド」の取得に努める。
- 県民は、上記の取組を行っている店舗を積極的に利用する。

(2) 一人ひとりの感染対策と高齢者等重症化リスクの高い方を守る行動

- 感染拡大を防止するためには、県民一人ひとりが、しっかりと基本的な感染対策に取り組むとともに、高齢者や基礎疾患のある方等の重症化リスクの高い方を守る行動をとる必要があり、(3)の「マスクの着用」の考え方の見直し後であっても、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を励行する。
- 日頃から健康の保持、増進に気を付け、発熱等の症状がある場合は、軽症であっても出勤や登校、登園を含め、外出、移動を控える。
- 感染の疑いや不安がある場合は、速やかに検査を受け、陽性であれば症状に応じて自宅等で療養するとともに療養期間を守り、外出を自粛する。
- 帰省等で高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前の検査を行う。
- 事業者は、職場、店舗等における業種別ガイドラインを実践し、感染対策に取り組むとともに、発熱等の症状のある従業員の出勤を控えることを徹底する。
- 高齢者施設等では、従業員の頻回検査などにより、感染を持ち込まない取組を行うとともに、クラスター発生に備え、平時から準備（医療支援の体制確保、業務継続体制の確保、感染者の周囲への一斉検査の実施等）を行う。

(3) マスクの着用

- 感染防止対策における「マスクの着用」の考え方については、令和5年3月13日から行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
- ただし、高齢者等重症化リスクの高い方などの感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な次の場面等では、マスク（不織布マスクを推奨）の着用を推奨する。

【マスクの着用が効果的な場面等】

- ① 医療機関受診時
- ② 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ③ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、高速バス、貸切バス等）を除く。）に乗車する時
- ④ 新型コロナの流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時
- ⑤ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中（勤務中であっても、従業員にマスクの着用が必要ないと考えられる具体的な場面については、各医療機関や高齢者施設等の管理者が適宜判断する。例えば、周囲に人がいない場面や、患者や入所者と接さない場面であって会話を行わない場面等においてはマスクの着用を求めない、といった判断が想定される。）

- 周囲の方に感染を広げないため、新型コロナの陽性者は自宅（宿泊）療養期間中、同居家族等の濃厚接触者は待機期間中の外出を自粛するとともに、発熱等の症状のある方も外出を控える。なお、通院等やむを得ず外出をする時には、人混みを避け、マスクを着用する。
- マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めるることは許容される。
- この「マスクの着用」の考え方の見直しは、円滑な移行を図る観点から、周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し、令和5年3月13日から適用する。

(4) ワクチン接種の円滑な実施

- ワクチン接種は、元の日常生活を早く取り戻すための有効な手段であり、集団免疫を獲得するためには、一人でも多くの方が接種することが重要である。そのため、接種を希望する方に対しては、円滑に接種ができるよう、県・市町・医療関係団体で連携して接種を進める。
- 行政は、県民に対して、上記のようなワクチンの効果や副反応などの情報を周知とともに、一般相談から専門的な相談まで対応できる窓口を設置する。また、県民の接種機会を確保するため、市町においては、ワクチンの接種体制を確保する。県はそれを補完する形で、接種が円滑に実施できるよう市町や関係団体と連携して対応する。
- 事業者は、従業員等が円滑にワクチン接種できるよう休暇制度等を設けるなど環境を整備する。

4 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づく協力要請については、保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況、感染状況、流行している株の特性等を踏まえて、広島県対策本部長が別に定める。

5 施行期日

令和5年2月21日から施行する。

改正の履歴

改正日	主な改正内容
改正日：令和 2年 5月 22 日	5月 31 日まで、移動の自粛やイベント開催の制限等を要請
改正日：令和 2年 5月 26 日	5月 25 日に緊急事態宣言が解除されたことに伴う改正
改正日：令和 2年 5月 29 日	6月 18 日まで、移動の自粛やイベント開催の制限等を要請
改正日：令和 2年 6月 18 日	移動の自粛を解除し、7月 9 日までのイベント開催に係る人数上限を一部緩和
改正日：令和 2年 7月 9 日	7月 31 日までのイベント開催に係る人数上限を一部緩和
改正日：令和 2年 7月 31 日	飲食店におけるクラスター発生防止に向けた取り組みを記載し、「広島積極ガード宣言」を対処方針に位置づけ
改正日：令和 2年 8月 31 日	警戒基準値を設定し、「広島コロナお知らせQR」の活用・風邪症状がある場合の早期の検査・「新型コロナ対策取組宣言店」制度の推進に向けて取り組むことを記載
改正日：令和 2年 9月 15 日	11月末までのイベント開催に係る人数上限や収容率要件を緩和
改正日：令和 2年 11月 30 日	冬場を迎えるにあたり、感染防止策の徹底や体調不良時の早期受診の呼び掛けなどを記載
改正日：令和 3年 2月 17 日	令和2年 12月 12 日からの集中対策の終了を踏まえ、季節の行事等における注意点、飲食店の感染防止対策の取組と支援などを追記
改正日：令和 3年 7月 8 日	令和3年 5月 8 日からの集中対策の終了を踏まえ、ワクチン接種の円滑な実施などを追記、その他、別紙1ステージ判断指標等の変更、イベントの開催条件を別に定める整理
改正日：令和 3年 10月 11 日	令和3年 7月 31 日からの早期集中対策など一連の対策の終了を踏まえ、第三者認証制度の普及と認証取得店の拡大に関する事項の整理など
改正日：令和 3年 12月 1 日	国の基本的対処方針の変更（令和3年 11月 19 日）を踏まえ、レベル分類による主な対応（別紙1）を整理
改正日：令和 4年 12月 2 日	国の基本的対処方針の変更（令和4年 11月 25 日）等を踏まえ、オミクロン株の特性に対応した内容に改正、新レベル分類と対策（別紙1）を整理
改正日：令和 5年 2月 21 日	国の基本的対処方針の変更（令和5年 2月 10 日）等を踏まえ、感染症法上の位置づけの変更、「マスクの着用」の考え方に関する事項などを追記

オミクロン株対応の新レベル分類と対策

別紙 1-①

【レベル分類】

区分	レベル1 感染小康期	レベル2 感染拡大初期	レベル3 医療負荷増大期	レベル4（避けたいレベル） 医療機能不全期
保健医療の負荷の状況	<ul style="list-style-type: none"> 外来医療・入院医療ともに負荷は小さい 	<ul style="list-style-type: none"> 診療・検査医療機関（以下「発熱外来」という。）の患者数が急増、または増加が継続し、負荷が高まり始める 救急外来の受診者数も増加 病床使用率、医療従事者の欠勤者数が上昇傾向 	<ul style="list-style-type: none"> 発熱外来や救急外来に多くの患者が殺到する、重症化リスクの高い方がすぐに受診できない状況が発生 救急搬送困難事例が急増 入院患者が増加し、また医療従事者にも欠勤者が多数発生し、入院医療の負荷が高まる 	<ul style="list-style-type: none"> 膨大な数の感染者に発熱外来や救急外来で対応しきれなくなり、一般的の外来にも患者が殺到する 救急車を要請しても対応できない状況が発生、通常医療も含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態 膨大な数の感染者により入院が必要な中等症、重症の患者の絶対数が著しく増加 多数の医療従事者の欠勤者発生と相まって、入院医療がひっ迫 入院できずに自宅療養中、施設療養中に死亡する者が多数発生 通常医療を大きく制限せざるを得ない状態
指標	病床使用率（最大確保病床ベース、以下同じ。）：概ね 0～30%	病床使用率：概ね 30～50%	病床使用率：概ね 50%以上 重症病床使用率：概ね 50%以上	病床使用率：概ね 80%超 重症病床使用率：概ね 80%超
社会経済活動の状況		<ul style="list-style-type: none"> 職場で欠勤者が増加し始め、業務継続に支障が生じる事業者が出始める 	<ul style="list-style-type: none"> 職場で欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者が多数発生 	<ul style="list-style-type: none"> 欠勤者が膨大な数になり、社会インフラの維持にも支障が生じる可能性
感染状況	<ul style="list-style-type: none"> 感染者は低位で推移している、または徐々に増加している状態 	<ul style="list-style-type: none"> 感染者が急速に増え始める、または増加が継続 	<ul style="list-style-type: none"> 医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生 	<ul style="list-style-type: none"> 第7波で最も人口当たりの新規感染者が多かった地域と同規模の感染が起きた場合を超える膨大な数の感染者が発生

※ レベル判断に当たっては、設定した指標が目安を超えた場合に機械的に判断するのではなく、必要に応じて本県の実情等を把握している専門家等の意見も参考にしつつ、総合的に判断する。

【対策内容】

区分	レベル1 感染小康期	レベル2 感染拡大初期	レベル3 医療負荷増大期	レベル4（避けたいレベル） 医療機能不全期
① 医療体制の機能維持 確保		<p>ア 陽性者登録センター等の体制の整備</p> <p>イ 必要に応じて医療機関等への協力要請（病床確保、外来医療体制等）</p> <p>ウ 同時流行への備えを呼びかけ（検査キットや解熱鎮痛薬の備蓄等）</p>	別紙1-②に記載	<p>ア 保健医療の対応が限界を超えた状態であることを周知し、理解を求める</p> <p>イ 災害医療的な対応として、国・他の都道府県からの医療人材の派遣等の要請を行う</p>
② 感染拡大防止措置	<p>ア 基本的感染対策の徹底</p> <p>イ ワクチン接種の推進</p>	<p>エ 基本的感染対策の徹底</p> <p>オ ワクチン接種の推進</p> <p>カ 医療機関、高齢者施設、学校等における有効な感染対策^(*)に基づく対応を促す</p>		<p>▶ 医療体制と社会経済の機能不全に対処するため、社会の感染レベルを下げることが必要</p>
③ 業務継続体制の確保		<p>キ 各業界に業務継続体制の点検・確保を呼びかけ</p>		<p>ウ ライフライン（電気、ガス、水道）、食料品、医薬品、物流等の供給確保</p>

※ 上記の対策、要請・呼びかけは例示であり、実際の対策は、保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況及び感染状況に関する事象等を十分に勘案し、総合的に検討・実施する。

(* 1) 令和4年10月13日の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言の対策をいう。

医療ひつ迫防止対策強化宣言

令和4年夏のオミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株を中心とした感染拡大により、外来医療含めた保健医療の負荷が相当程度増大し、社会経済活動にも支障が生じている段階（「レベル3 医療負荷増大期」）にあると認められる場合に、本県の実情に応じて、県が「医療ひつ迫防止対策強化宣言」を行い、県民及び事業者等に対して、①医療体制の機能維持・確保、②感染拡大防止措置、③業務継続体制の確保等に係る協力要請・呼びかけを実施する。

医療非常事態宣言

「レベル3 医療負荷増大期」において、感染拡大のスピードが急激な場合や、上記の「医療ひつ迫防止対策強化宣言」に基づく対策を講じても感染拡大が続き、医療が機能不全の状態になり社会インフラの維持にも支障が生じる段階（「レベル4 医療機能不全期」）になることを回避するために、本県の実情に応じて、県が「医療非常事態宣言」を行い、県民及び事業者に対して、人との接触機会の低減について、より強力な要請・呼びかけを行う。

※「医療ひつ迫防止対策強化宣言」及び「医療非常事態宣言」の発令に当たっては、「レベル3 医療負荷増大期」に機械的に実施するのではなく、保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況及び感染状況に関する事象等を十分に勘案し、実施を判断する。また、一部地域に限ることや別の名称を用いることもあり得る。

区分	レベル3 医療負荷増大期	
	医療ひつ迫防止対策強化宣言	医療非常事態宣言
① 医療体制の機能維持・確保	<p>ア 重症化リスクが低い人は、発熱外来を受診する前に、自宅で検査キットによるセルフチェックを行い、陽性の場合は陽性者登録センターに登録する なお、症状が重いと感じる等の場合には、速やかな受診を検討する</p> <p>イ 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ることとし、専門WEBサイトや電話相談窓口を利用する</p> <p>ウ 必要に応じて、病床確保等に関する医療機関への協力要請（感染症法第16条の2等）を行う</p> <p>エ 濃厚接触者となった医療従事者が待機期間中であっても抗原定性検査を行い医療に従事できるよう、医療機関においては可能な限り対応する</p>	
② 感染拡大防止措置	<p>【情報発信の強化】</p> <p>オ 県民に対し、感染拡大の状況、医療の負荷の状況を丁寧に伝えるとともに、感染拡大防止、医療負荷軽減の協力を呼びかける</p> <p>【県民への協力要請又は呼びかけ】</p> <p>カ 基本的な感染対策の再徹底（「三つの密」の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気等）</p> <p>キ 感染者との接触があった者は早期に検査を行う 高齢者施設等の利用者に対して一時帰宅時等の節目での検査を行う</p> <p>ク 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出など、感染拡大につながる行動を控える 特に、大人数の会食や大規模なイベントへの参加は見合わせることも含めて慎重に検討判断する 学校や部活動、習い事・学習塾、友人との集まりでの感染に特に気をつける</p> <p>ケ 飲食店での大声や長時間の利用の回避、会話する際のマスク着用</p> <p>コ 普段と異なる症状がある場合には、外出、出勤、登校・登園等を控えることを再度、徹底する</p> <p>【事業者への協力要請又は呼びかけ】</p> <p>サ テレワーク（在宅勤務）等の更なる推進</p> <p>シ 人が集まる場所での感染対策の再徹底（従業員への検査の勧奨、適切な換気、手指消毒設備の設置、入場者の整理・誘導、発熱者等の入場禁止、入場者のマスクの着用等の周知）</p> <p>ス 飲食店において十分な換気や、座席の間隔の確保又はパーティションの設置等を行う</p>	<p>【県民・事業者に対する協力要請又は呼びかけ】</p> <p>原則として、飲食店や施設の時短・休業は要請しない、また学校の授業は継続</p> <p>ア 外出・移動は必要不可欠なものに限ることを要請（出勤大幅抑制、帰省・旅行の自粛も要請）</p> <p>イ イベントの延期等の慎重な対応を要請</p> <p>ウ 部活動の大会や学校行事等には開催方式の変更等を含め慎重な対応を要請</p>
③ 業務継続体制の確保	<p>セ 多数の欠勤者を前提とした業務継続体制の確保を促す</p> <p>ソ 一時的に業務が実施できない場合があることやその時の対応について、事前に、住民や取引先や顧客等に示すことを促す</p> <p>タ 濃厚接触者でない接触者に対する出勤停止を要請しないことを周知する</p>	

※ 上記の対策、要請・呼びかけは例示であり、実際の対策等は、保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況及び感染状況に関する事象等を十分に勘案し、総合的に検討・実施する。